

公益財団法人日本バスケットボール協会  
平成24年度 第14回理事会 議事録

日時：平成25年3月16日(水) 10:30～11:30、16:50～17:05

場所：JBAオフィス 8F会議室、スタンダード会議室 五反田店5F

出席：＜理事＞

深津泰彦会長職務代行、丸尾充、梅野哲雄の各副会長、樋口隆之専務理事、  
伊藤信明、大山妙子、熊谷秀樹、坂本昌彦、佐古賢一、品田奥義、庄司義明、鈴木秀太、田窪徹、  
野村俊郎、福井晴次、堀井幹也、水谷豊、吉田長寿、吉田利治の各理事

＜監事＞

高原洋太郎、松岡憲四郎、山崎均の各監事

＜特任委員＞

内山英司、小倉恭志、片山正明、林直樹の各特任委員

欠席：麻生太郎会長、大神訓章、佐々木三男、高橋雅弘、原田茂の各理事、上島正光、西井歳晴の各特任委員

## 議題

- (1) コーチライセンス関連規程の制定について
- (2) 役員体制等について

---

### 1. 定足数の報告

堀井理事より出席者数の報告があり、定款32条に基づき、理事現在数(24名)の過半数の出席数(出席:19名)を満たすため、会議成立が宣せられた。

---

### 2. 挨拶

深津会長職務代行より開会の挨拶があった。

---

### 3. 議事

議長は深津会長職務代行が務めた。

#### (1) コーチライセンス関連規程の制定について (堀井理事)

コーチライセンス制度およびコーチ登録規程について、一部名称(字句)等の変更を行った改定案が提案され、原案通り承認された。

＜承認＞

#### 4. 報告事項

(1) 評議員会の運営、内容について（堀井理事）

評議員会の運営方法および内容についての確認があった。

(2) 男子ナショナル委員会（佐古理事）

7月に開催されるユニバーシアード競技大会に向けて、選手選考を含む強化合宿を行っていること、また現時点での候補選手が報告された。

(3) 国内競技日程検討委員会（吉田(長)理事）

国内競技日程検討委員会の検討事項のうち、天皇杯・皇后杯(オールジャパン)の改変についての検討案の説明があり、4月の理事会に具体案を提案する予定であることが報告された。

(4) 裁定委員会（堀井理事）

3月14日に裁定委員会を開催し、大阪市立桜宮高校顧問の処遇のほか、体罰問題全般に関する取組みについての議論をしていること、また、この案件については、時間をかけて慎重に協議していきたい旨の報告があった。

(5) 決裁権限・職務分掌等に関する体制の整備について（堀井理事）

FIBA ASIAカップにおける内部監査報告での指摘を受け、再発防止策として、決裁権限の明確化、職務分掌・権限規程の見直し、四半期毎の理事会への収支状況の報告、大会運営における手続き、基準のルール化などを行うこととし、案としてその内容の説明があった。また、これをさらに精査した上、4月の理事会にて正式に決定する方向であることが補足された。

(6) 帰化選手の登録について（樋口専務理事）

FIBAに裁定を求めている、中国からの帰化選手の移籍について、昨日の夜にFIBAからの最終回答があったことが報告された。

回答の主な内容としては、(1)日本での登録を承認すること、(2)F選手の国際移籍に関するFIBA内規違反として、日本に対し25,000スイスフランの罰金を科すこと、(3)シャンソン化粧品は中国協会に対し、移籍に伴う補償金として20,000スイスフランを支払うこととし、支払いを履行するまでプレイを認めないこと、(4)21歳までは中国以外のナショナルチームではプレイできないこと、(5)21歳の誕生日を迎えた後、日本代表選手に加えようとする場合は、FIBA内規3-22に定められた手続きを適用すること、(6)選手はFIBA内規3-21aに定める制約が適用されること、であった。

尚、FIBAからの回答内容を十分に確認、精査した上、今後の対応を行うことが補足された。

(7) FIBA ASIAカップについて（深津会長職務代行）

FIBA ASIAカップでの大幅な赤字決算を受け、業務執行上の意思疎通、連携に問題があったとして、実行委員長であり、執行責任者である専務理事、担当部長、担当者処分に下す方針であること、また、専務理事からは辞任届が提出されていること、評議員会でこれらについて報告し、その直後の理事会にて最終決定したい旨の説明があった。

(第2回評議員会開催のため理事会を一時中断し、評議員会後に再開された。)

## 5. 審議事項

### (1) 役員体制等について (深津会長職務代行)

評議員会開催前の議場にて予め報告のあった通り、専務理事の辞任届を正式に受理すること、また、担当部長、担当者については、就業規則に則って処罰することが承認された。

尚、専務理事退任後の執行体制については、新しい理事の選任も含め、よりふさわしい人材を6月までに選任することを目指し、当面、日常的な業務執行については会長職務代行が行い、重要案件については3副会長の合議で行うこと、それらの判断レベルについては4月の理事会で正式に決定することとした。

以上